

勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」（以下「金販法」といいます。）に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針について次のとおり定め、お客様に金融商品の適正な勧誘・販売等を行います。

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項について（金販法第9条第2項第1号関連）
 - (1) お客様の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、お客様のご意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めます。
 - (2) お客様ご自身に適切に投資判断を行っていただくため、お勧めする金融商品に係る内容やリスクなどの重要な事項について、十分な説明を行い、正しくご理解いただくよう努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項について（金販法第9条第2項第2号関連）
 - (1) 勧誘を行うに当たっては、お客様からの信頼確保を旨に、各種法令等（所属する自主規制団体の諸規則を含みます。）を遵守し、適時、適切な勧誘、アドバイスを行います。
 - (2) お客様のご迷惑とならないよう、勧誘を行う時間帯、場所、方法等については、十分配慮いたします。

3. 勧誘の適正の確保に関する事項について（金販法第9条第2項第3号関連）
 - (1) 適正な勧誘、アドバイスを行い、お客様の信頼に応えるために、社内研修の充実や専門資格の取得奨励等を通じた社員教育・育成に努めます。
 - (2) 各種法令等を遵守し、お客様本位の業務運営が行われるよう、社内規程類の整備・運用・点検等、内部管理態勢の整備・強化に努めます。